

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◦ 小規模宅地の評価減：特定同族会社の場合

Q：亡くなった父は、同族会社の社長をしており、所有する土地をその会社に貸していました。その土地は、息子の私が相続しますが、相続税の計算で、「特定同族会社の事業用宅地等」の小規模宅地等の評価減の適用を受けることができますか。

A：相続税の計算上、小規模宅地等のうち「特定同族会社の事業用宅地等」である小規模宅地等は、200㎡まで80%の評価減ができます。この特例は、円滑な事業承継を目的としています。

「特定同族会社の事業用宅地等」の評価減が適用できる要件は次のとおりです。

- ①その宅地等が、相続開始直前に被相続人等（被相続人と同一生計の親族）の持株割合が50%以上である法人の事業（不動産貸付業等は除きます）の用に供されていた宅地等であること。
- ②相続等により、その宅地等を取得した被相続人の親族が、相続税の申告期限において、その同族会社の役員であること。
- ③相続等により、その宅地等を取得した被相続人の親族が、相続開始時から相続税の申告期限までその宅地等を有し、かつ、その同族会社の事業の用に供していること。

ご相談の場合、上記の要件を全て満たしていれば、相続税の計算上、「特定同族会社の事業用宅地等」の80%の評価減の適用を受けることができます。

